

役員及び評議員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は役員及び評議員等の報酬・退任慰労金・旅費等について定めることを目的とする。

(役員及び評議員等の報酬)

第2条 役員及び評議員等の報酬は、附表第1・附表第1の2・附表第2のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬の支給は次のとおりとする。

- 1 役員は、当該月分を翌月10日に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
- 2 評議員、評議員選任・解任委員は、当該会議に出席した都度支払う。

(退任慰労金)

第4条 役員の退任慰労金は、別に定める「役員退任慰労金規程」によるものとする。

(旅 費)

第5条 役員及び評議員等の出張旅費は、職員の「旅費規程」を準用するものとし、等級の別のあるものについては上級の額を適用する。

(補 償)

第6条 役員及び評議員等が業務上傷病にかかった場合には、労働基準法及び労働者災害補償保険法に定められた災害補償と同一の補償を当会の負担により行うものとする。

(見直し)

第7条 本規程は、原則として定例の役員及び評議員改選時毎に評議員会が見直すこととする。

(附 則)

第8条 平成10年7月1日付の「役員報酬規程」を廃止。平成14年4月1日から本規程を施行する。

1. 平成14年4月1日 報酬額一部改訂
2. 平成16年8月1日 報酬額・賞与額一部改訂
3. 平成18年8月1日 報酬額・賞与額一部改訂
4. 平成20年7月1日 報酬額一部改訂
5. 平成21年7月20日 報酬額一部改訂
6. 平成28年6月20日 賞与一部改訂
7. 平成29年5月1日 報酬額一部改訂
8. 令和4年4月1日 報酬額一部改訂

1. 附表第1 (役員報酬)

役名	報酬額	
理事長	専従	非常勤
	月額 700,000 円	月額 350,000 円

※ 専従とは、週 80%以上の勤務

役名	報酬額
業務執行理事	月額 175,000 円
理事	日額 30,000 円
監事	日額 30,000 円

※監事が監査業務に従事した時は日額 30,000 円とする。

※監事が監査業務に半日従事した場合には、日額の半額とする。

※この法人の職員の場合は、支給しない。(パート職員は除く)

2. 附表第1の2 (評議員報酬)

役名	報酬額
評議員	日額 20,000 円

3. 附表第2 (評議員選任・解任委員報酬)

出席1日につき 10,000 円支給する。

役員退任慰労金規程

(目 的)

第1条 この規程は、役員(評議員を除く)の退任慰労金について定めることを目的とする。

(慰労金の支給)

第2条 役員が退任したときは、第3条以下に定める基準により退任慰労金を支給する。

2 役員が再任されたとき、又は連続して異なる役名に就いた場合には、各任期毎に支給せず最終的な退任の際に一括支給するものとする。

3 退任慰労金は、平成29年5月23日以後発生する分については算定しない。

(慰労金の算定)

第3条 各役名毎の在任年数(1年未満は月割計算)に、退任時の各役名毎の報酬月額を乗じた累計額を退任慰労金とする。

2 算定基礎となる報酬月額は、次のとおりとする。

理事長 350,000円 常務理事 175,000円 理事 75,000円 監事 80,000円

(慰労金の特例)

第4条 特別な形での退任の扱いは次のとおりとする。

1 任期中の死亡解嘱

任期中に死亡した場合は規定による支給額の10%を加算する。

2 定款施行細則第8条2項による解嘱

この場合は退任慰労金を支給しない。

3 任期中途の任意退任

役員在任期間が2年未満の場合は支給しない。

(特別加算)

第5条 法人の都合により役員を退任する場合及び在任中の功労が認められる場合には、理事会の審議を得て功労金を特別に加算することができる。

(補 則)

第6条 支給資格者が全員退任したとき、本規程は廃止する。

(附 則)

第7条 昭和58年6月1日施行の「役員及び評議員の退任慰労金規定」を廃止し平成29年10月1日からこの規程を施行する。

2 この規程は、平成4年4月24日から施行する。

3 この規程は、平成15年1月1日に施行する。

4 この規程は、平成20年7月1日に改訂する。

5 この規程は、平成21年9月1日に改訂する。

6 この規程は、平成29年5月1日に改訂する。